

健康保険被扶養者資格喪失証明書

住 所			保 険 者 番 号				記 号	
							番 号	
被保険者（組合員）氏名		生 年 月 日	続柄	退 職 年 月 日		資格取得年月日 資格喪失年月日（退職日の翌日）		
		昭・平・令・西暦 年 月 日				本人	年 月 日	取得 年 月 日 喪失 年 月 日
被 扶 養 者	氏 名	生 年 月 日	続柄	退職以外のときの喪失理由		被扶養者資格認定日（資格取得日） 被扶養者認定除外日（資格喪失日）		
		昭・平・令・西暦 年 月 日				取得 年 月 日 喪失 年 月 日		
		昭・平・令・西暦 年 月 日		取得 年 月 日 喪失 年 月 日				
		昭・平・令・西暦 年 月 日		取得 年 月 日 喪失 年 月 日				
		昭・平・令・西暦 年 月 日		取得 年 月 日 喪失 年 月 日				
		昭・平・令・西暦 年 月 日		取得 年 月 日 喪失 年 月 日				
		昭・平・令・西暦 年 月 日		取得 年 月 日 喪失 年 月 日				
		昭・平・令・西暦 年 月 日		取得 年 月 日 喪失 年 月 日				
	上記のとおり証明します。 令和 年 月 日							
	事業所所在地 事業所名称 電 話 番 号 () -							

-----キ リ ト リ 線-----

一 退職しても何らかの医療保険に必ず加入してください 一

- 一般的には次の3つが考えられます。
- ① 退職前の健康保険を任意継続（最長2年間）する。（届出は資格喪失後20日以内）
 - ② 家族の健康保険（国民健康保険を除く）に扶養家族として加入する。
 - ③ 住所地の国民健康保険に加入する。

一 広島市国民健康保険に加入される方へ 一

広島市の国民健康保険に加入される際には、上の資格喪失証明書に加えて、次のものをお持ちのうえ、住所地の区役所保険年金課または出張所に届出をしてください。

- 追加加入の際、世帯主がすでに国民健康保険に加入しているときは、世帯主の保険証
- 国民年金に加入しなければならない方は、年金手帳
- 口座のわかるもの（金融機関等の通帳と通帳使用印・キャッシュカードなど）
※ 保険料は口座振替による納付をお願いします。
- 本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード・パスポートなど）
※ 保険証の窓口交付（原則は郵送）を希望される方は、官公署発行の顔写真のある本人確認書類が必要です。
※ 代理の方が手続きをされる場合、委任状が必要です。
※ 委任状の内容については、住所地の区役所保険年金課にお尋ねください。
- 世帯主及び国民健康保険に加入される方のマイナンバーが確認できるもの

- 注意） 1. 国民健康保険の資格取得は届出日からではなく、健康保険の資格喪失日からとなります。
 2. 保険料は、資格取得日の属する月から賦課されます。
 ※ 届出が遅れたときは、最高2年間さかのぼります。

〔区役所保険年金課〕

- | | |
|-----------------------------------|-------------------------------------|
| ● 中区保険年金課 Tel.082-504-2555（直通） | ● 安佐南区保険年金課 Tel.082-831-4929（直通） |
| ● 東区保険年金課 Tel.082-568-7711（直通） | ● 安佐北区保険年金課 Tel.082-819-3909（直通） |
| ● 南区保険年金課 Tel.082-250-8941（直通） | ● 安芸区保険年金課 Tel.082-821-4910（直通） |
| ● 西区保険年金課 Tel.082-532-0933（直通） | ● 佐伯区保険年金課 Tel.082-943-9712（直通） |